



特集
気持ちを一つに。

編集・発行 田辺市企画広報課



〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1
☎0739-26-9970 FAX 0739-22-9898
メール kikaku@city.tanabe.lg.jp



ホームページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/>



本紙、中ページに新型コロナウイルス感染症に関する支援制度一覧（カラー）を作成しています。是非ご覧ください。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の方へ

1 事業者
10 万円

田辺市小規模事業者 事業継続支援給付金 をご活用ください

給付対象者

小規模事業者（商工業者）
市内で飲食業や小売業、宿泊業などを営む小規模事業者

業種	常時雇用する従業員数
製造業 他	20 人以内
卸売業、小売業又はサービス業 （宿泊業、娯楽業以外）	5 人以内
サービス業のうち、宿泊業、娯楽業	20 人以内

給付条件

- ◇小規模事業者（商工業者）であること。
- ◇令和 2 年 1 月から同年 6 月までの期間のいずれかひと月の売上金額が前年同月の売上金額と比較して 30% 以上減少していること。
- ◇市内に住民登録（令和 2 年 5 月 1 日現在）及び事業所を有する個人事業者、又は市内に本店を有する法人であること。
- ◇市税（国民健康保険税を含む。）を完納していること。

申請書類
申請方法

- 申請は、郵送又は給付金特設窓口で受け付けています。給付金特設窓口は、完全予約制となりますので、事前に電話にて商工振興課で申請日時を予約してください。
- 申請書は商工振興課のホームページから取得できます。申請書の郵送を希望される場合は、商工振興課へご連絡ください。

田辺市 商工振興課 検索

問い合わせ

商工振興課 〒646-8545 新屋敷町 1
☎0739-26-9970 FAX 0739-22-9898
☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/index.html>

まずはお気軽に
ご相談ください！

受付締切

令和 2 年 **12 月 25 日**（金）まで

02 目次・特集「気持ちを一つに。」

06 新型コロナウイルス感染症に係る主な
給付金及び補助金のご案内

08 トップニュース
熱中症は予防が大切です／ふるさと田辺への
ご支援ありがとうございます ほか

12 情報ボックス
高等学校等の通学費、下宿（寮）費を助成し
ます／里親相談会を開催しています ほか

18 相談日程等

20 みんなの広場

特集

気持ちを一つに。



家具店経営
榎本 将明 さん

新たな取組を始めました

新たなサービスを！

コロナの感染拡大防止のため、4月4日から緊急事態宣言期間中は、来店予約制を導入し、来店時の混雑を避ける対応を行っています。

また、メールや電話などを利用した『オンラインコーディネートサービス』を開始。お客様の部屋の図面を送っていただければ、それに合わせて家具を配置したイメージ図や写真を送り、来店せずともコーディネートをご提案できるようにしました。

さらに、気に入った商品があれば、その商品をご自宅に持っていく、自分で商品を見て、触れてもらえる『フィッティングサービス』を立ち上げました。

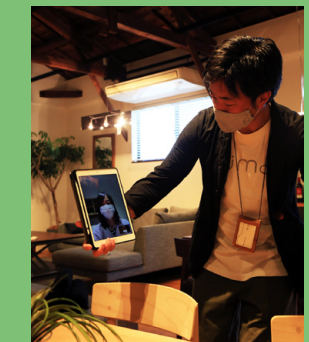
みんなで乗り越えましょう

コロナの影響で来客数は激減しましたが、様々な工夫をしながらサービスを提供できるように努力しています。今後は、ウェブカメラを使用し、会話をしながら商品を紹介できる『バーチャル来店』の仕組みを作る準備をしています。

他の業種の方とお話をしても、大変な状況にあることは伝わってきます。早く本来の営業ができるように今できるだけのことをして、この状況を乗り越えていきたいと思います。



家具、インテリア用品が並ぶ店内



今月の表紙写真

今月の表紙は、家具店経営者の榎本さん。新たな取組として進める、ウェブカメラを使用した『バーチャル来店』の様子を撮影しました。

『コロナショック』・『コロナ不況』と言われるように新型コロナウイルス感染症は、地域の経済や私たちの生活に深刻な影響を与えています。

しかし、この状況を乗り切ろうと、テイクアウトやインターネットを使った事業に取り組み始めている方々があります。

こうした取組の中で生まれた新たな形のサービスや地域のつながりを生かした協力の輪は、これからの地域再生の原動力となっていくのではないのでしょうか。

今回は、そのような新たな取組を始められた方々と市が実施している事業応援補助金をご紹介します。



フルーツカット講師
新谷 睦子 さん

今できることを！

コロナの影響で、2月中旬の教室を最後に、普段行っていたフルーツカット教室を開催することができなくなりました。今後の見通しも立たず、開催が出来るようになるまで、待っているかと思っていました。

そんな時、教室に参加されたことがある方から、お家にいる時間で「教えてもらった果物のカットをしています」というお声をいただきました。私の今までの活動で喜んでくれている方がいる、私の活動に興味があったんだと気付き、今できることをしようと思いました。



手際良くカットしている様子

一人ではなく仲間がいるから

そこで、日頃から『食』のつながりで交流のある仲間と「今、できることがあるはず」と話し合い、『和歌山の食』を体験するサイトを開設し、動画を配信することになりました。

サイトでは、講師が調理方法を動画で紹介しています。自宅でその動画を見ながら体験することができるので、個々のペースに合わせてできる気軽さも兼ね備えています。

普段からの仲間との交流があったからこそ、お互いに知恵を出し合い、この逆境の中、新しい取組を始めることができたんだと思います。

事業者の新型コロナウイルス感染症対策を応援します

新型コロナウイルス感染症対策事業応援補助金

市内小規模事業者の新たな取組の3分の2を補助 最大 **10** 万円

- 対象事業** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、その対策として、新たに下記事業に取り組む場合、補助の対象となります。
 ◇感染防止対策事業
 ◇市民の日常生活支援事業
 ◇新商品開発や新サービスの提供 等
- 対象者** 市内小規模事業者
 ※従業員数が「製造業・その他」20人以下、「商業・サービス業」5人以下の事業者
 ※市内に住民登録（令和2年5月1日現在）及び事業所を有する個人事業者、又は市内に本店を有する法人
 ※市税（国保税含む。）を完納していること。
- 対象期間** 令和2年4月1日（水）～令和2年9月30日（水）
 ※予算の範囲内での対応となります。
 ※既に支払い済みであっても、上記期間中に支払った経費であれば対象となります。
 ※実績報告の際、領収書等の提出が必要です。
- 補助金額** 最大10万円（補助率3分の2）
 ※人件費、汎用性の高いパソコン等、補助の対象とならない経費があります。
- 対象事業例** ◇店舗内の感染防止対策として、消毒液や飛沫感染防止フィルムを設置したい
 ◇居酒屋の営業が困難になったので、新たに弁当販売を始め、チラシを作成したい
 ◇コロナウイルス感染症収束後の来客を促進するため、前売りチケットを制作したい
 ◇買い物支援サービスを始めるため、チラシを制作し、新聞広告を掲載したい
 ◇学習塾がオンライン授業を始めるため、WEBカメラを購入したい

お問い合わせ先

たなべ営業室（本庁舎3階）
 電話 0739（33）7714



たなべ営業室
 価値創造係
 森口 明浩

新型コロナウイルス感染症の影響で、地域は大きなダメージを受け、先行きの見えない現状に多くの方が悩まれています。各事業者の皆さんは、この厳しい状況を乗り切るため、テイクアウトやオンライン事業など、様々な取組を開始されました。補助金には、約60件の申請及びお問合せをいただいております。今後さらに多くの方にこの補助金を活用していただきたいと考えています。市民の日常生活の支援、感染防止の手助けのツールの一つとなれば幸いです。補助金申請の際には、アドバースなどもさせていただきながら、皆さんと気持ちを一つに、この危機に立ち向かっていきたいと考えていますので、まずは是非ご相談してください。

少しでもお力になれるように

他業者とともに

飲食店への客足が激減し、お弁当やオードブルを始めるお店が増えてきました。私も同じように通常営業が困難となり、テイクアウト中心の営業に切り替えました。

また、お酒をテイクアウト販売できるように、酒類小売業免許を期限付きで取得しました。そして、日頃から付き合いのある酒屋さんとともに、『ほろよいセット』と称し、お弁当とお酒をセットにした販売を開始しました。さらに、オードブルをご購入いただいた方のうち、ご希望のお客様には、ご家庭にビールサーバーを設置するサービスも行っています。



【写真左】
 飲食店経営
 はじめ
 稲垣 基 さん

前を向いて

一人の力では困難な状況ですが、お互いに支え合うことで、この状況に立ち向かっています。協力いただいている業者さんには本当に感謝しかありません。他の地域に比べて、市内でのコロナ感染者の報告は少ないですが、まだまだ本来の生活に戻れているわけではありません。自粛生活を送っている皆さんのため、私にできることを一生懸命したいと思います。コロナの状況はまだ先が見えませんが、みんなが早くコロナを収束させようという気持ちを持って行動することが大切だと思います。明るい未来を信じ、みんなで頑張りましょう。



ほろよいセット

「新しい生活様式」に取り組みましょう

多くの方々が、この苦しい状況を乗り越えるため「今できること」を考え、取り組まれています。感染拡大を防ぎながら日常生活を送るための「新しい生活様式」が次のとおり（一部抜粋）示されました。一人ひとりが生活の中で心掛けていただき、引き続き感染拡大防止にご協力ください。

一人ひとりの基本的感染対策

- ◇人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける。
- ◇外出時、屋内にいるときや会話をするときは症状がなくてもマスクを着用。
- ◇家に帰ったらまず手や顔を洗う、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ◇手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

日常生活の各場面別の生活様式

- | | | |
|--|--|--|
| <p>買い物</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇一人又は少人数で空いた時間に ◇計画を立てて素早く済ます ◇サンプルなど展示品への接触は控えめに ◇レジに並ぶときは前後にスペース等 | <p>食事</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇持ち帰りやデリバリーも ◇屋外空間で気持ち良く ◇大皿は避けて料理は個々に ◇コップなどの回し飲みは避けて 等 | <p>娯楽・スポーツ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇公園は空いた時間や場所を選ぶ ◇ジョギングは少人数で ◇すれ違うときは距離を取るマナー ◇狭い部屋での長居はしない 等 |
|--|--|--|

事業者向け

※裏表紙には
支援給付金の概要を掲載！

田辺市雇用維持支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業等や事業活動の縮小により、労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対して補助金を支給します。

対象者

- ◇国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた方
- ◇市内に住所及び事業所を有する個人事業主、又は本店若しくは支店を市内に住居登録された法人
- ◇市税を完納している方
- ※補助金額の算定は令和2年4月1日～6月30日の間に係る休業等が対象となります。

補助額

国の「雇用調整助成金」の算定根拠となった基準賃金額の10分の1以内（上限925円）

×

従業員（田辺市民）の
月間休業等延日数

※1事業者上限額15万円

申込み

交付申請書と添付資料を下記へ提出してください。（郵送可）
補助金の詳細については、田辺市雇用維持支援補助金交付要綱及び申請要領をご確認ください。交付要綱、申請要領及び申請書は商工振興課の窓口及びホームページから取得できます。



田辺市利子補給金制度

日本政策金融公庫の融資制度のうち、下記の融資制度を利用された方に支払った利子の一部を補助します。

融資制度	新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変特別貸付	新型コロナウイルス対策マル経融資	新型コロナウイルス対策生活衛生改善貸付
利子補給率	1.91%以内	0.31%以内 (国の利子補給金を受けている場合は対象外)	
対象期間	3年間（借入期間の範囲内）		
申請手続	当該年度の利子支払終了後（3月末頃）に申請（年度ごとに申請が必要）		

申請受付・問合せ

申請は商工振興課又は各行政局産業建設課（17ページ参照）で受け付けています。制度に関することは、商工振興課へお問い合わせください。
◇商工振興課（庁舎別館3階）
〒646-8545 新屋敷町1番地
☎0739（26）9970 / ☎0739（22）9898
□<http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/index.html>



新型コロナウイルス感染症に係る 主な給付金及び補助金のご案内

個人・世帯向け

特別定額給付金

【給付金について】

☎基準日（令和2年4月27日）において、市の住民基本台帳に記録されている方

■受給権者 対象者の属する世帯の世帯主

■支給額 世帯構成員1人につき10万円

■申請方法

◇郵送申請

市から郵送された申請書に振込先口座情報（原則本人名義）を記入の上、本人確認書類、振込先口座の確認書類（水道料金引落等に使用している受給権者名義の口座である場合は不要）を添付し返送する。

◇オンライン申請

「マイナポータル」にて、世帯主、世帯員の情報及び振込先口座情報（原則本人名義）を入力し、振込先口座情報の確認書類を添付し申請する。

■申請期間 令和2年8月20日まで

申請について、ご不明なことや申請困難な事情がある場合は、下記へご連絡ください。

☎特別定額給付金事業実施本部

☎0739（33）9083

☎0739（22）5377

【特別定額給付金に便乗した詐欺にご注意を】

特別定額給付金に便乗し、「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」を目的とした不審な電話やメールが発生しています。

市職員がATM（現金自動預払機）の操作をお願いしたり、特別定額給付金の受給のために手数料の振込みを求めたりすることはありません。おかしいなと思った場合は、ご相談ください。

☎自治振興課 市民生活係

☎0739（26）9911

◇県消費生活センター紀南支所

☎0739（24）0999

【配偶者やその他親族からの暴力、性暴力被害等を理由に避難している方へ】

事情により令和2年4月27日以前に、田辺市に住民票を移すことができない方は、必要な手続をしていただくと、世帯主でなくとも、田辺市への申請を行い、給付金を受け取ることができる場合があります。

☎男女共同参画推進室

☎0739（26）4936

個人・世帯向け

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯（所得制限超過により特例給付となっている方を除く。）に対する臨時給付金です。

■支給対象者 支給対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む。）の児童手当の受給者

■対象児童 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童

※平成16年4月2日～令和2年3月31日に生まれた児童が対象となります。

■給付額 対象児童1人につき1万円

■支給方法 一般支給対象者には児童手当登録

銀行口座に令和2年6月10日以降に振り込みます。

※一般支給対象者には5月7日付けで案内を送付しています。該当される方で、案内が届いていない方はご連絡ください。

■公務員について 所属庁より申請書が配布されますので、支給対象者であることの証明を受けた上で申請をしてください。

受付期間は令和2年6月1日①～11月30日①です。

☎市民課 庶務年金係

☎0739（26）9925

熱中症は予防が大切です

問合せ 健康増進課 健康管理係 (☎ 0739-26-4901)



熱中症は、気温等の環境条件だけではなく、人間の体調や暑さに対する慣れなどが影響して起こります。気温がそれほど高くない日でも、注意が必要とされています。

■こんな日は注意

- ◇風が弱い
- ◇急に暑くなった
- ◇気温が高い
- ◇湿度が高い

■こんな方は特に注意

- ◇体調が悪い方
- ◇高齢者・幼児
- ◇持病がある方
- ◇暑さに慣れていない方
- ◇肥満の方

■予防のポイント

- ◇のどが渇いていなくても水分をこまめに摂る。
- ◇日傘や帽子、日陰を利用して、直射日光を避ける。
- ◇エアコン、扇風機を上手に利用して、室温を調整する。

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民年金保険料免除と障害年金診断書の提出期限延長について

問合せ 下記参照



【減収を事由とする国民年金保険料が免除されます】
国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時による特例免除申請の受付手続を開始しています。

【障害年金診断書の提出期限が1年間延長されます】
令和2年2月末～令和3年2月末に提出期限を迎える方は、提出期限がそれぞれ1年間延長されます。

これに伴い、令和2年2月末～令和2年6月末に提出期限を迎える方は、現時点で、診断書を作成・提出いただく必要はありません。

また、令和2年7月末～令和3年2月末に提出期限を迎える方には、日本年金機構から、障害状態確認届(診断書)が送付されます。

障害状態確認届(診断書)は、来年以降、改めて送付されます。

対象となる方には、日本年金機構から個別にお知らせが送付されます。

【共通事項】

☎ 市民課 庶務年金係
☎ 0739 (26) 9925

◇ 田辺年金事務所
☎ 0739 (24) 0432

◇ 田辺年金事務所 新宮分室
☎ 0735 (22) 8441

☎ <https://www.nenkin.go.jp/>

◇暑いときは無理をしない。
◇日頃から、バランスの良い食事と体力作りを心掛ける。

■マスク着用時の注意点

マスク着用時は、体内に熱がこもりやすくなる他、マスク内の湿度が高くなることで喉の渇きを感じにくくなり、水分補給が不十分になりやすくなります。

新型コロナウイルス感染症予防のためにマスクを着用する時は、こまめに水分補給を行いましょ。

■水分補給を!

のどがかわいてなくても

暑さに負けない
体力をつけよう

バランスのよい食事で
体調をととのえよう

都市計画審議会一般公募委員を募集します

問合せ 下記参照



都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用方法、建物の建て方のルールや道路・公園などの都市施設に関する都市計画を定めています。これらの都市計画について調査審議するため「田辺市都市計画審議会」の委員を募集します。

【次の全ての要件を満たす方】

- ◇申込み期限日現在、20歳以上の方で、市に住所を有する方又は勤務・在学されている方
- ◇都市計画やまちづくりについて、学識経験や関心がある方
- ◇年に2回程度の平日昼間の審議会に出席可能な方
- ◇任期満了まで継続して審議会へ出席可能な方
- ◇国又は地方公共団体の議員及び職員でない方

■募集人数 2名

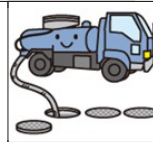
※選考委員会を設けて選考します。

■任期 令和2年8月1日～令和5年7月31日

☎ 6月29日①「消印」までに、所定の応募用紙及び小論文(田辺市の都市計画について

きれいで豊かな水環境を守りましょう

問合せ 環境課 生活排水係 (本庁舎2階) (☎ 0739-26-9927)



【浄化槽設置整備事業費補助金】

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、水環境を保全するため、住宅等への浄化槽設置を補助します。

■補助金額 設置に要した費用(左表の上限額あり)

人槽区分	従来型浄化槽	環境に配慮した浄化槽
5人槽	33万2千円	38万円
7人槽	41万4千円	46万2千円
10人槽	54万8千円	59万6千円

※11人槽以上については、お問い合わせください。

【市内の下水道、集落排水等の排水処理施設の整備をしていない地域で、住宅等に浄化槽を設置する方】

※今年度から本市で合併処理浄化槽整備済みの住所にお住まいで、当該浄化槽の管理者となっている方は、補助対象外となります。

■単独浄化槽からの転換

単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する

400字程度)を記入の上、左記へ直接お持ちいただくか、郵送・FAX・Eメールでお申し込みください。応募用紙は左記又は各行政局総務課(17ページ参照)で配布するほか、ホームページからも取得できます。

■報酬 審議会への出席ごとに6500円(実際の支給額は源泉所得税徴収後の額となります。)

■その他 選任されると、市の非常勤特別職となります。

☎ 都市計画課 計画整備係 (庁舎別館1階)
〒646-8545
新屋敷町1
☎ 0739 (26) 9937
FAX 0739 (25) 6016
✉ toshikeikaku@city.tanabe.lg.jp
<http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/index.html>

場合、単独処理浄化槽の撤去費用に対し、9万円を上限として補助を行います。

■配管補助 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から、合併処理浄化槽へ転換する場合、配管設備部分に係る費用に対して、30万円を上限として補助を行います。

■補助金の申請 補助金を受けるには、浄化槽設置工事を行う前に申請書を提出し、交付決定を受けることが必要です。申請方法、受給要件等詳しくは、上記へお問い合わせください。

【浄化槽の適正な維持管理】

浄化槽を使用される方には、法律で3つの義務が定められています。

- ◇保守点検(浄化槽法第10条)
- ◇清掃(浄化槽法第10条)
- ◇法定検査(浄化槽法第11条)

【浄化槽に関する届出】

浄化槽を使用開始(再開)・休止・廃止をする場合や浄化槽管理者に変更があった場合などは、上記又は各行政局住民福祉課(17ページ参照)へ届出書を提出してください。

事業名	金額	件数	活用先
④元氣かい！ふるさとの父、母、友よ～安心して心豊かに暮らせるまちづくり事業～	11,959,000 円	748 件	おたふくかぜワクチン接種の助成
			防災行政無線移動系無線機 備品購入費 下記写真
			防災教育推進支援業務委託 他
⑤南方熊楠顕彰事業・植芝盛平翁顕彰事業	1,550,000 円	98 件	南方熊楠顕彰事業補助
			植芝盛平翁顕彰会補助 下記写真
⑥指定なし（①～⑤のいずれかの事業に活用）	23,524,000 円	1,530 件	シティプロモーション事業
			弁慶まつり補助
			田辺・弁慶映画祭事業費補助
			情報教育（小・中学校のパソコン等）
			紀州田辺ブランド推進事業費補助
			地域産品プロモーション事業委託料
合計	80,511,510 円	5,127 件	美術館（高所作業用昇降機の購入）



右上から
高野・熊野誘客促進事業（聖地巡礼バス）
闘雞神社創建千六百年記念事業
田辺・弁慶映画祭事業

左上から
防災行政無線移動系無線機
植芝盛平翁顕彰事業



ふるさと田辺へのご支援ありがとうございました

問合せ たなべ営業室 価値創造係 ☎ 0739-33-7714



平成20年4月30日の地方税制改正でふるさと納税制度が導入されたことを受け、本市では、平成20年5月、「ふるさと田辺応援寄附金」を創設し、ふるさとである市の発展のために応援したいなど、皆さんの思いを寄附金として受け入れています。平成26年度からは返礼品の送付を開始し、梅干しをはじめとする市内の産品、宿泊と熊野古道歩きがセットになった体験型の旅行プラン、地元高校生が開発した商品、ふるさとの情報を伝える「紀伊民報」の購読などを寄附いただいた方にお贈りしています。平成31年度（令和元年度）は、返礼品合計145点を用意し、寄附受入件数と金額は、5127件、8051万1510円となりました。頂いた寄附金は10、11ページのとおり活用させていただきました。たくさんのご支援、誠にありがとうございました。本年度は市内の事業者と高校から、合計163点の返礼品を登録いただくこととなりました。寄附金制度をきっかけとして、全国の方に、「田辺を応援したい」というつながりを持てるよう取り組んでいきます。

■寄附金の具体的な活用効果【平成31年度】

事業名	金額	件数	活用先
①蟻の熊野詣～世界遺産（熊野古道）関連事業～	25,370,000 円	1,709 件	世界遺産熊野本宮館の管理に要する経費
			世界遺産熊野本宮館イベントの開催
			高野・熊野誘客促進事業費補助（聖地巡礼バス）P.II 写真
			観光アクセスバス運行支援事業費補助
			外国人観光客おもてなし力向上事業
②地球にやさしいふるさと～環境保全事業～	12,205,500 円	714 件	闘雞神社創建千六百年記念事業費補助 他 P.II 写真
			環境美化連絡協議会補助
			一般廃棄物清掃啓発事務委託料（駅前美化清掃啓発事業）
			生ごみ処理機購入費補助
			資源集団回収事業実施団体奨励補助
			花とみどりいっぱい運動助成事業に要する経費
③あがらのまち～ふるさとづくり事業～	5,903,010 円	328 件	よみがえりの森づくり事業費補助 他
			弁慶まつり補助
			田辺・弁慶映画祭事業費補助 P.II 写真
			紀州田辺うめ振興協議会補助
			関西実業団対抗駅伝競走大会補助
			鮎釣り大会補助
			大学連携地域づくり事業費補助
			田辺観光協会補助
			龍神観光協会補助
			中辺路町観光協会補助
			大塔観光協会補助
			熊野本宮観光協会補助 他

森林の土地を取得したとき・森林を伐採するときは届出が必要です

【森林の土地を取得したとき】

相続や売買などによって森林の土地を新たに取得したときは、森林法第10条の7の2第1項に基づく届出が必要です。

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方

※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

■届出期日 土地の所有者となった日から90日以内

■提出書類

◇森林の土地の所有者届出書

◇土地の位置を示す図面

◇新たに土地の所有者となったことが確認できる書類（登記事項証明書や土地売買契約書等の写し）

■届出方法

所定の届出書に内容を記載の上、提出書類を添えて、市へ提出してください。届出の様式は、ホームページから取得できます。

【森林の立木を伐採しようとするとき】

森林の立木を伐採しようとするときは、森林法に基づく伐採の届出・許可申請等が必要です。なお、

1ha（1万㎡）を超える森林の開発行為を行う場合は、県への林地開発許可申請が必要です。

■普通林の場合

和歌山県が定める地域森林計画の対象となっている森林

※対象森林の確認は西牟婁振興局林務課にお問い合わせください。

◇届出期日と提出先 伐採開始の90～30日前までに市への届出

◇無届で伐採を行った場合 100万円以下の罰金が科せられることがあります。

■保安林の場合

◇届出・許可申請期日と提出先 皆伐 伐採面積の限度公表日から30日以内に県へ許可申請

・天然林の択伐 伐採する30日前までに県へ許可申請

・間伐又は人工林の択伐 伐採する90～20日前までに市へ届出

◇無届・無許可で伐採を行った場合 150万円以下の罰金が科せられることがあります。

◇山村林業課 林業振興係（大塔行政局2階）

◇0739（48）0303

◇http://www.city.tanabe.lg.jp/sanson/rinikahatu.html

◇西牟婁振興局 林務課

◇0739（26）7911

里親相談会を開催しています

里親とは、様々な事情のため家庭で暮らせない子供たちを自分の家庭に迎え入れて、温かい愛情と理解を持って育ててくださる方のことです。里親には18歳までの子供を育てる『養育里親』のほか、『親族里親』、週末や月1回程度の『週末里親』、夏休み等長期休みの『季節里親』があります。

『里親支援センターほっと』では、里親について「ちよっと話を聞いてみたい」「自分のできる範囲なら…」と思われる方に説明させていただきます。まずは、里親について知ってください。ご連絡をお待ちしています。

日時 平日 8時30分～17時30分

※月に3回、①②③も開催しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

里親支援センターほっと

◇0739（34）2735

◇0739（47）6645

◇http://www.wfj.or.jp/hotsodatesuishin/index.html

特別弔慰金の窓口の混雑緩和にご協力ください

特別弔慰金の請求手続について広報田辺5月号に掲載したところですが、現在、窓口が大変混雑しています。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、お急ぎでない方は、状況が落ち着いてからの手続をご検討ください。

また、手続をお急ぎの方で、来庁が難しい方は左記までご相談ください。

なお、請求期間は、令和5年3月31日までです。

■特別弔慰金について

戦没者等のご遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、額面25万円、5年償還の記名国債が支給されるものです。詳しくは左記へお問い合わせください。

◇福祉課 庶務係（市民総合センター2階）

◇0739（26）4900

◇各行政局 住民福祉課

◇17ページ参照

配偶者や恋人等からの暴力（DV）に悩んでいませんか

新型コロナウイルス感染症の影響による生活不安・ストレスから、DV被害の深刻化が懸念されています。暴力には、精神的な暴力、身体的な暴力、経済的な暴力、性的な暴力など、様々な種類があります。

「私が我慢すればいいだけ……」「私は大丈夫、他の人よりまし……」「この程度で相談してもいいのかな……」このような思いを抱いている方は、一人で悩まず、左記までご相談ください。

■DVに関する相談窓口

◇内閣府男女共同参画局 DV相談ナビ

◇0570（0）55210

◇女性電話相談（男女共同参画センター）

◇18ページ参照

一人ひとりの豊かな人生のために男女共同参画社会の実現をめざして

■6月23日～29日は男女共同参画週間です

人生100年時代ともいわれる中、自分らしい充実した人生のためには、全ての人が性別に関わ

らず、自分の意思に沿って、職業生活や家庭生活、その他の社会生活を送ることが重要です。

自分らしい人生を実現するために、時間をどう使っていくのか。家庭や地域、社会はそれをどう後押ししていくのか。この機会に考えてみませんか。

■「男女共同参画」とは

性別に関わりなく、様々な活動に共に「参画」することです。「参画」とは、単なる参加ではなく、より積極的に大事なことを決める場に加わって一緒に考えていきたいと思います。

男女共同参画推進室

◇0739（26）4936

男女共同参画週間ポスター



ダム情報や発電所の運転予定をフリーダイヤルでお知らせします

新宮川水系の各ダム（池原ダム・七色ダム・小森ダム・風屋ダム・二津野ダム）の放流状況及び小森発電所・十津川第二発電所の運転予定について、24時間フリーダイヤル（無料）にてお知らせしています。

なお、フリーダイヤルが集中し、掛かりにくくなることがありますので、その場合は、しばらくしてからお掛け直してください。

◇新宮川水系各ダム情報

◇0120（30）2425

◇小森発電所・十津川第二発電所 運転予定

◇0120（30）1914

（携帯電話・自動車電話からも通話できます。）

閼電源開発株式会社 西日本支店 十津川電力所

◇0735（47）2019

6月は土砂災害防止月間です

これから雨が多くなる時期を迎え、大雨や集中豪雨による「土石流」「地滑り」「崖崩れ」といった土砂災害が発生しやすくなります。土砂災害から身を守るために

は日頃からの備え・早めの避難が重要となります。普段から防災意識を高め、土砂災害に備えましょう。特に土砂災害警戒情報が発表された時は、早めの避難を心掛けてください。

和歌山県では土砂災害のおそれがある区域を示した「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」の指定を進めています。指定済の区域は左記ホームページで確認できますので、避難等にお役立てください。

閼◇土木課 土木係

◇0739（26）9934

◇わかやま土砂災害マップ

◇http://sabomap.pref.wakayama.jp/



新庁舎基本設計のコンセプト
「命をつなぐ災害に強い庁舎」

災害発生直後から市が災害対応業務及び市民サービス等の業務継続を行うためには、電力の供給は欠かせません。

そのため、新庁舎では2回線受電とすることで、一方を常用線、他方を予備線として、常用線側で供給支障が生じた場合には、予備線に切り換えて受電させます。また、電力供給が途絶えた場合には、72時間稼働できる非常用発電機に切り換えるようにします。加えて、外部電源車からの受電もできるようにし、災害発生時には、各フロアや諸室の機能を踏まえ、優先度の高いところへの電力供給を行います。

また、雨水システムにより貯留した雑用水は、通常時・災害時ともにトイレの洗浄水に利用することを基本とします。

☎ 新庁舎整備室
0739(34)3336

温室ハウスに暖房装置等を設置
している方は届け出てください

温室ハウスに暖房装置又は燃料用タンクは設置されていませんか。暖房装置の熱量や燃料タンクの容量によっては、各自治体の火災予防条例で届出が必要となる場合があります。

設置されている方は、各消防本部までお問い合わせください。

☎ 消防本部予防課指導係
0739(26)9954

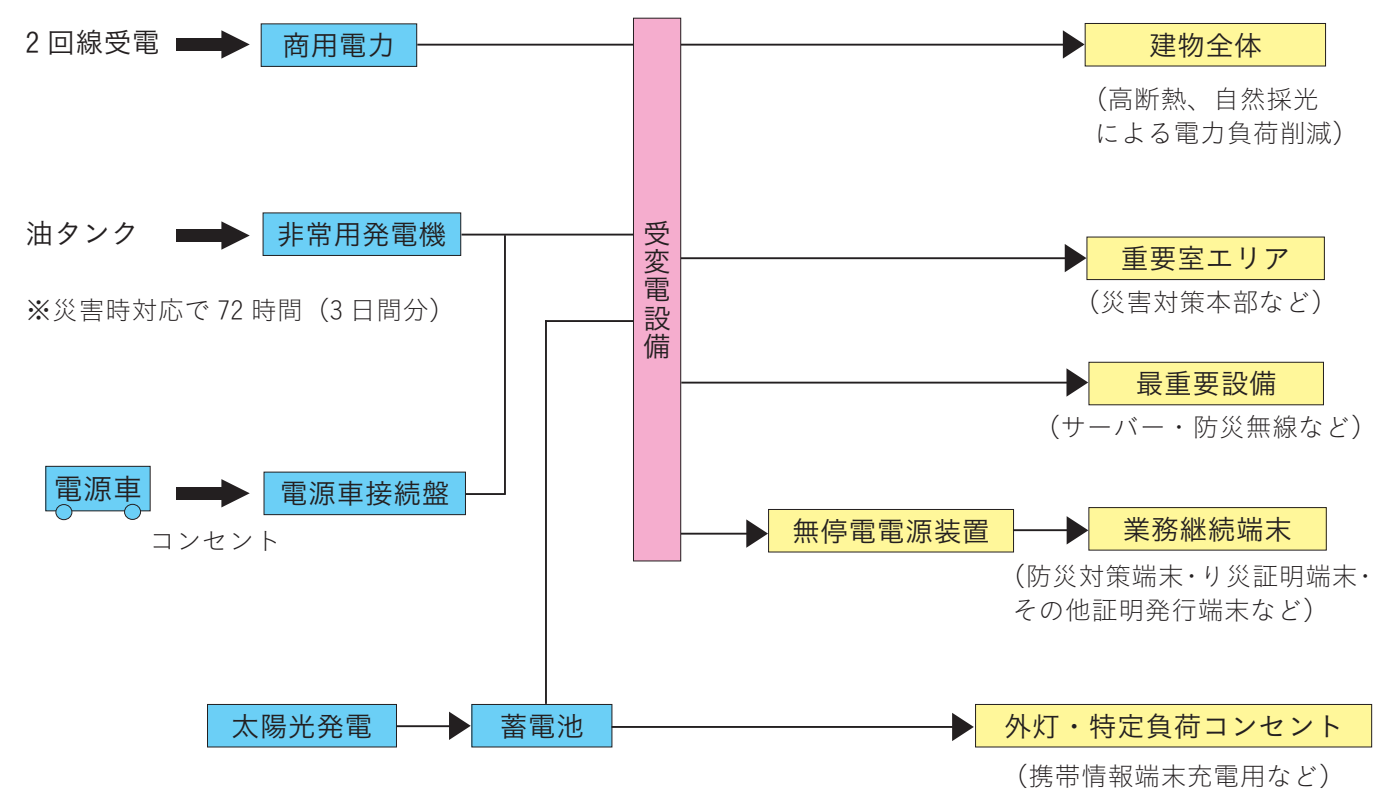
新型コロナウイルスに関する水道水の安全性について

新型コロナウイルスなどのウイルスに対しては、塩素による消毒の効果が高いとされています。

市水道部では適切に塩素消毒を行い、国が定める水道水質基準に適合した安全な水を供給していますので、安心してご利用ください。

☎ 水道部工務課管理係
0739(24)0011

■電力供給システムイメージ図



クリーン作戦中止のお知らせ

予定していました、大塔クリーン作戦（6月7日㊤）、田辺湾クリーン作戦（6月20日㊤）は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となりました。

☎ 環境課環境対策係
0739(26)9927

6・7月の集団検診中止のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、左記の集団検診は中止します。8月以降の集団検診は実施予定ですが、感染症の拡大状況により中止となる可能性があります。

■中止場所・日程

- ◇市民総合センター 6月14日㊤、15日㊤、19日㊤
 - ◇龍神市民センター 6月28日㊤、7月12日㊤
 - ◇中辺路保健センター 6月21日㊤、7月4日㊤
 - ◇富里体育館 6月20日㊤
 - ◇大塔健康プラザ 7月5日㊤
 - ◇本宮保健福祉総合センター 6月27日㊤、7月11日㊤
- ☎ 健康増進課健康管理係
0739(26)4901

もりいこいの広場プールを開場します

7月4日㊤、5日㊤、11日㊤、12日㊤、18日㊤、8月31日㊤は毎日開場

※荒天等の日を除く。
10時～16時45分

◇小学生・高校生 160円
◇1歳～小学生未満 80円

※新型コロナウイルス感染症の影響で開場中止又は日程変更する場合は、ホームページ等にてご案内します。

☎ スポーツ振興課市民スポーツ係



☎ 0739(25)2531
http://www.city.tanabe.lg.jp/sports/index.html

主な電話番号等

- 田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1
☎ 0739-22-5300(代) ☎ 0739-22-5310
- 市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1
☎ 0739-26-4900(代) ☎ 0739-26-4914
- 龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376
☎ 0739-78-0111(代) ☎ 0739-78-0116
- 中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1
☎ 0739-64-0500(代) ☎ 0739-64-0966
- 大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1
☎ 0739-48-0301(代) ☎ 0739-49-0359
- 本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219
☎ 0735-42-0070(代) ☎ 0735-42-0239
- 市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1
☎ 0739-24-0011(代) ☎ 0739-24-7910
- 市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6
☎ 0739-24-6218(代) ☎ 0739-24-4068

電話案内サービス

- 防災行政テレフォンガイド ☎ 0120-963-910
- 救急安心センター ☎ #7119
※ #7119につながりにくい場合は、市消防本部（☎0739-22-0119）へご連絡ください。

休日急患診療

場田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）
☎ 内科、小児科系、歯科の応急診療
日時 9時～11時30分、13時～16時
（※小児科のみ、㊤18時～21時30分も診療を行っています。）
☎ 0739-26-4909



モバイル用ホームページ



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド「Q助」

市の人口
（令和2年4月末現在）

	前月比	4月の出生
男	34,133人 (-50)	16人
女	38,313人 (-65)	28人
計	72,446人 (-115)	44人
世帯	35,197世帯 (+69)	



親子健康カレンダー

※新型コロナウイルス感染症予防のため、母子保健の健診・相談、マタニティスクール等の教室は中止します。健診・相談については、予定が立ち次第、個別にお知らせします。

健康増進課母子保健係（☎ 0739-26-4901）又は各行政局住民福祉課（☎ 17 ページ参照）までお問い合わせください。

6月の納税等

- 市県民税 普通徴収…全期前納分第Ⅰ期分、年金特別徴収…6月徴収分、給与特別徴収…5月徴収分
 - 国民健康保険税 特別徴収…6月徴収分
 - 介護保険料 特別徴収…6月徴収分
 - 後期高齢者医療保険料 特別徴収…6月徴収分
- ※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

施設の予約

- 【生涯学習センター】
- 貸室 8室
(市民総合センター内の交流ホール・会議室・料理実習室など)
- 令和2年9月分は7/1 ☎から予約可
- 生涯学習課 公民館係
☎ 0739-26-4925
- ※新型コロナウイルス感染症の状況により、貸出しを休止する可能性があります。

編集後記

コロナウイルス感染症を乗り越えるべく、多くの事業者がデリバリーやWEB授業等の対策を講じています▼広報係として前向きになれる情報も積極的に発信していきたいです（うえむー）

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有 料 広 告

2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

有 料 広 告

2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

	相談日（予約受付）	時間	相談場所等	問合せ
市民法律相談 (対象は市民の方で先着8名。相談日の11時までに要予約。※6/22は先着4名)	6/15 ㊦ (6/ 9 ～) ・木戸弁護士 6/22 ㊦ (6/16 ～) ・榎弁護士※ 7/ 6 ㊦ (6/23 ～) ・岡田弁護士 7/13 ㊦ (7/ 7 ～) ・榎弁護士	14 時～16 時のうち、1 人 15 分間 (※ 6/22 は 14 時 30 分～15 時 30 分)	社会福祉センター 3 階「相談室」 (本庁舎東隣 3 階) ※ 6/22 は中辺路行政局	自治振興課 市民生活係 (本庁舎 3 階) ☎ 0739-26-9911
市民相談	平日	8 時 30 分～17 時 15 分	右記	
行政相談	6/19 ㊦ ・中村垣夫	10 時～11 時	中辺路行政局	
	6/23 ㊦ ・岡本美彦	13 時～15 時	社会福祉センター 3 階「相談室」	自治振興課 市民生活係 (本庁舎 3 階) ◇相談専用 ☎ 0739-34-2460 消費者ホットライン ☎ 188
	6/23 ㊦ ・折戸富子	13 時～15 時	本宮行政局	
消費生活相談	㊦㊦㊦㊦ ・消費生活相談員	13 時～16 時	自治振興課 市民生活係 (本庁舎 3 階) ◇相談専用 ☎ 0739-34-2460 消費者ホットライン ☎ 188	
人権・登記・相続相談 (登記・相続相談は要予約。法務局でも平日に相談可)	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、6 月分の相談は中止となりました。			法務局 田辺支局 (文里一丁目 11-9) ☎ 0739-22-0698
女性電話相談	平日・女性相談員	9 時～12 時	◇相談専用 ☎ 0739-26-4919	
生活相談 (生活困窮者自立支援)	平日・相談支援員	8 時 30 分～17 時	生活相談センター(市民総合センター1 階) ☎ 0739-33-7641	
愛あい子育て相談	平日	8 時 30 分～17 時 15 分	地域子育て支援センター愛あい (もとまち保育所内) ☎ 0739-22-9285 ※「愛あいルーム」での面接相談可	
家庭児童相談	平日	8 時 30 分～17 時	家庭児童相談室(市民総合センター1 階) ☎ 0739-26-4926	
介護相談	平日	8 時 30 分～17 時 15 分	やすらぎ対策課 地域包括支援センター係 (市民総合センター1 階) ☎ 0739-26-9906 ※認知症については、第1 ㊦ 10 時～12 時に「よりみちサロンいおり」でも相談可	
ひきこもり相談 (窓口に来られる場合は要予約)	平日	8 時 30 分～17 時 15 分	健康増進課 健康管理係 ☎ 0739-26-4901 ◇相談専用 ☎ 0739-26-4933 ✉ shc@city.tanabe.lg.jp	
妊娠期から出産、子育て相談 (原則、就学前まで)	平日 ※㊦は助産師による相談可	8 時 30 分～17 時 15 分	母子健康包括支援センター「たなっこ」 (市民総合センター 2 階) ◇相談専用 ☎ 0739-33-7115 ✉ kenkou@city.tanabe.lg.jp	
いじめホットライン	平日	9 時～16 時	◇相談専用 ☎ 0739-26-3224 ◇いじめ相談ダイレクトメール ✉ ijime110@city.tanabe.lg.jp	
不登校・いじめ・教育相談	平日	9 時～16 時	教育研究所 (本庁舎北隣 2 階) ☎ 0739-25-1511	
外国人相談 (English) (事前に要問合せ)	㊦㊦㊦㊦	9 時～16 時	国際交流センター ☎ 0739-33-9019	

※新型コロナウイルス感染症の状況により、予定を変更する可能性があります。

ポールのたなべ穴場めぐり

国際交流員のポール・フィンです。「ポール」と気軽に呼んでください。このコーナーでは、私が市内各地の穴場を巡り、見たもの・経験したことを皆さんにお伝えしていきます！



第10回 What an intriguing statue!

私が16歳のとき、修学旅行で幸運にもイタリアのフィレンツェを訪れることができ、ルネサンス期を通じて最も卓越した作品の一つであるミケランジェロのダビデ像を見ました。私が今まで見た中で最高の美術作品です。彫像にも様々な種類がありますが、今回は近露の箸折峠にある「牛馬童子像」を見に行きました。

この場所では、昔々、花山法皇が食事の際、カヤの軸を折って箸にしたと伝えられ、そのカヤの赤い部分に水が伝うのを見て、「これは血か露か」と尋ねられたことから、ここが「近露」の「箸折峠」という地名になったということです。血というとゾッとしますが、その名前の由来に反して、近露はヒノキや杉などの木々が多く、とても美しくて平和な様子でした。面白かったのは、道中にいくつか牛馬童子像の複製品があるのですが、本物の像は複製品よりもずっと小さいのです。そしてこの像は、馬と牛に同時に乗っている花山法皇を表しているということです。馬と牛に同時に乗るなんて、どんなにか驚くべき人物だったでしょう！皆さんも是非、牛馬童子像を見に訪れてみてください。



たなべスマイル



活動を通じて
地域社会に貢献



愛瀬 美智子 さん

鮎川
大塔赤十字奉仕団委員長

元々、別の奉仕団体で約30年間勤めていたこともあり、地元の田辺市赤十字奉仕団・大塔支部の一員としても平成13年から活動しています。大塔支部には、現在104名が所属しており、私は平成19年から支部長、また、昨年からは県支部の委員長も務めさせてもらっています。

奉仕団の活動では、大塔水辺の楽校で開催される大塔地球元気村などのイベント時に、飲料水の販売をして、その売上の中から寄附をしています。また、2年に1回研修旅行を開催しており、昨年は田辺支部と合同で、那智勝浦町にある土砂災害啓発センターへ行きました。ここでは、土砂災害の対策などについて学ぶとともに、支部間の交流を図ることもできました。

奉仕団はこういった活動を通して、地域の交流の場にもなるので、若い方も是非入っていただきたいです。また、私自身は長年、支部長として務めさせていただいてきたので、他の方へしっかりと引き継いでいけるように頑張りたいです。



いきいき！健康な身体づくり

お口の機能低下（オーラルフレイル）をご存じですか？

普段私たちは、食事を美味しく食べ、家族や友人とのおしゃべりを楽しみ、笑って、時には歌を歌ったりします。その全てでお口が活躍していることにお気づきでしょうか？

■お口の機能とは

- ◇かんだり、飲み込んだりする
- ◇話をする
- ◇笑う、泣くなど感情を表現する
- ◇息をする

以上のように人が人らしく生きていくために大切な役割を担っています。その機能を維持するために次のことに気を付けてみましょう。

■お口の機能維持に大切なこととは

- ◇歯や入れ歯、お口の中を清潔に保ちましょう。
- ◇かむ力、飲み込む力を鍛えるために、お口を動かしましょう。
- ◇現在のお口の状態を知るために、半年に1回は歯科受診をしましょう。

お口の機能低下は、知らず知らずのうちに進むこともあります。以上のことに気を付けて、これからの暮らしを更に充実させてお過ごしください。

■令和2年度 歯と口の健康週間の標語

「咲かそうよ 笑顔の花を 歯みがきで」

備えて安心！防災コラム



第73回 避難行動を取るためのスイッチ

近年、台風や集中豪雨など、毎年のように全国で大きな災害が発生していますが、その事実を知っていても、いざ自分自身が被災したとき、迅速な避難行動を取ることは難しいものです。

その理由の1つが、私たちが持つ『認知バイアス』です。例えば、台風が接近中、ニュースなどで危険性を感じても、「自分は大丈夫」「前回は大丈夫だったから今回も」と考えてしまうことはないでしょうか。このような楽観的な考え方は、避難行動の遅れにつながります。

認知バイアスにとらわれず避難行動を取るためには、自分自身で行動の『スイッチ』を決め

ておくことが大切です。例えば、「避難勧告が出たら〇〇へ避難しよう」など、どのタイミングで、どこに、どのように行動するか具体的に決めておくと、被災した時に1から考えるよりも、避難行動が取りやすくなります。

また、水害のように時間経過により状況が変化する災害の場合は、変化に応じて取るべき行動を時系列で決めておくことより効果的です。

台風等による風水害は、事前にある程度の予測ができる自然災害です。災害の危険性を正しく理解し、自身の身を守るための行動が取れるように備えましょう。

我が家の愛ドル ～6月生まれ～



谷口 結基ちゃん (1歳)
お誕生日おめでとう！
これからも元気いっぱい笑顔
いっぱい大きくなってね♪



平芝 湊ちゃん (2歳)
みーくん♡
お喋りできるようになって、毎
日楽しいね！
これからもたくさん遊んで、す
くすく育ってね！



豊原 颯馬ちゃん (2歳)
いつも元気な颯馬くん。
これからも元気で優しい子供に
育ってください。
パパとママとお姉ちゃんより



河野 秀哉ちゃん (5歳)
しゅう君おたんじょうびおめで
とう！
いっぱいあそんで、いっぱいた
べて、げんきいっぱい育って
ね！

広報発行月に誕生日を迎えるお子さん（就学前まで）の写真を募集しています。氏名、住所、生年月日、電話番号、簡単なコメント（50字まで）を添えてください。7月生まれのお子さんの締切りは、6月10日㊥です。掲載できる枠に限りがありますので、先着順とさせていただきます。ご了承ください。
■宛先 〒646-8545 新屋敷町1 企画広報課 広聴広報係 ☐kikaku@city.tanabe.lg.jp



すくすく子育てクラブ

第82回 子供と歯の健康



健康増進課
母子保健係
松本 敦子

歯の生え始めは早い子で4か月くらいから、ゆっくりのお子さんは1歳くらいで、3歳くらいには大体20本の乳児の歯が生えそろいます。
■赤ちゃんの歯磨きはどうすればいい？
◇歯が生える前ぐらい ミルクかすがあったら湿ったガーゼや市販シートで軽く拭きましょう。口腔を清潔にする習慣付けが目的です。
◇下の歯が生えたら 安全に考慮した赤ちゃん用歯ブラシを使って、口に歯ブラシを入れることに慣らしていきましょう。必ず大人が付き、仕上げ磨きは大人が優しく歯と歯茎の間を中心に磨きましょう。

■何歳まで仕上げ磨きは必要でしょうか？
9歳くらいまでは仕上げ磨きか、きれいに磨けているかのチェックをしましょう。また、歯磨きだけでは虫歯から歯を守ることは出来ません。『正しい食生活』『定期的な歯科健診』『フッ素塗布』も有効です。
■最後に
歯磨きが習慣化することは、自分自身の体を大切に意識にもつながります。子供の成長に合わせ、無理なく歯磨きできる習慣を付けていきましょう。



図書館へ行こう



司書のおすすめ！新着図書



一城一話 55の物語
著／松平 定知
発行／講談社

元NHKアナウンサーの著者が、全国の名城にまつわる泣ける話、ためになる話、怖い話など55の項目を分かりやすく解説する。



子どもの頭と心を育てる100のおはなし
監修／齊藤 孝
発行／宝島社

世界の昔話、童話、名作、神話から落語まで、子供に読み聞かせたいお話が100話紹介されています。

ひとことコラム

6月の星座である双子座には、武勇に優れた双子の物語があります。多くの戦場を駆け巡り、多くの功績を挙げた双子ですが、ある戦いで兄が亡くなってしまいます。弟は受け入れ難い悲しを感じ、そして……。図書館には、星座に関する本もあります。是非お楽しみください。(雄)

休館日

本館＝毎週㊥、6/25㊥（整理日）
龍神分室＝第1・3㊥㊥
中辺路分室＝毎週㊥
大塔分室＝第1・2・3㊥、毎週㊥
本宮分室＝毎週㊥㊥

開館時間

本館＝㊥～㊤9時30分～19時30分
㊤・㊥9時30分～18時
分室＝9時～17時
※龍神分室は、㊥～㊥20時まで時間延長あり。中辺路分室は、㊤のみ16時45分まで。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、臨時休館や利用制限となる場合があります。詳しくは、下記へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
☐市立図書館 ☎0739-22-0697 ☐http://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/index.html